

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課生活営業係
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録
②	法令名	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
③	法令番号	昭和45年法律第20号
④	根拠条項	第12条の2第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	(登録) 第十二条の二 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。 一 建築物における清掃を行う事業 二 建築物における空気環境の測定を行う事業 三 建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業 四 建築物における飲料水の水質検査を行う事業 五 建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業 六 建築物の排水管の清掃を行う事業 七 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業 八 建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であつて、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業
⑦	審査基準	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第23条、第24条、第25条、第26条、第26条の3、第27条、第28条、第28条の3、第29条、第30条、第31条 「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理に係る基準」(平成14年厚生労働省告示第117号) 「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」(平成14年3月26日健衛発第0326001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)
⑧	経由機関名	保健所(営業所が京都市外に所在する場合)
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 20日～30日
	経由機関	20日
	協議機関	
	当該処分機関	20日(営業所が京都市外に所在する場合は10日)
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業係(075-414-4757)
⑬	備考	